

# ダム等の管理に係るフォローアップ制度とは？

- 「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」とは、適切なダム等の管理を行っていくため、事業の効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善措置を行うものです。
- 国土交通省では、管理に移行する施設や管理段階のダム等（ダム、堰、湖沼水位調節施設、遊水池）について、平成8年度からフォローアップ制度を試行導入し、平成14年度より本格的な導入を図っています。
- 本制度に基づき、中国地方整備局では平成8年8月に学識経験者からなる「中国地方ダム等管理フォローアップ委員会（以下、委員会）」を設立し、委員の意見を伺い、ダム等の管理に関わる各種の調査結果を客観的・化学的に分析・検討しています。また、その分析・評価結果をとりまとめ、原則として5年ごとに「定期報告書」を作成し、公表することとしています。

## フォローアップ制度の分析・評価の対象(芦田川河口堰)

- |            |        |            |
|------------|--------|------------|
| ① 洪水の安全な流下 | ② 利水補給 | ③ 堆砂       |
| ④ 水質       | ⑤ 生物   | ⑥ 堰と地域の関わり |

